

## 那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1、目的

本要領は、那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業務の委託を実施するにあたり、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

### 2、業務概要

（1）業務名称 那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業務

（2）業務内容

別紙「那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業務仕様書」のとおり

（3）施設概要

①工事費用 274,000,000円（工事予定額・税込）

②工事期間 約10カ月

③設計範囲 別紙計画平面図参照

④施設概要 案内所・トイレ等 120m<sup>2</sup>

大屋根 201m<sup>2</sup>

浄化槽 240人槽

外構工事 他

省エネを推奨した施設とする

（4）委託期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで

（繰越事業 令和8年9月30日までに変更予定）

### 3、委託上限金額

委託費用は15,000,000円（総額。消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

### 4、実施形式

公募型プロポーザル方式（共同企業体含む）

5、公募型プロポーザルに参加できる者は、契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）那智勝浦町建設工事等指名競争入札参加者資格審査要綱（平成6年6月7日建設課要綱第1号）に規定する令和6・7年度那智勝浦町建設工事等指名競争入札参加資格登録者名簿（以下「資格登録者名簿」という。）に登録されていること。または、

本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる充分な資力及び信用を有する事業者であって法人格を有していること。

※（1）の資格登録者名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類を一次審査における参加申込書（様式2）に添付すること。

※共同事業体の参加も可能とする。

ア 履歴事項全部証明書

イ 財務諸表（過去2年分）

ウ 直近年度の法人町民税（町内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

エ 業務経歴書

オ 印鑑証明書の写し

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（4）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

## 6、日程

日程	事項
令和7年12月17日（水）	実施公告及び参加申込開始
令和7年12月18日（木）～ 令和7年12月25日（木）17時まで	参加資格等に関する質問受付期間
令和8年 1月 6日（火） 17時までに掲載	参加資格等に関する質問に対する回答の町 ホームページへの掲載
令和8年 1月 9日（金）	参加申込及び一次審査提出書類締切
令和8年 1月14日（水）	一次審査結果通知
令和8年 1月15日（木）～ 令和8年 1月22日（木）17時まで	企画提案書に関する質問受付期間
令和8年 1月27日（火） 17時までに掲載	企画提案書に関する質問に対する回答の町 ホームページへの掲載
令和8年 2月 6日（金）	二次審査提出書類締切
令和8年 2月16日（月）	プレゼンテーション（二次審査）の実施
令和8年 2月19日（木）	選定結果通知

※上記スケジュールはやむを得ない事由がある場合、町の判断で変更することがある。

## 7、参加資格等に関する質問及び回答

### （1）質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

※ 送信後は、必ず那智勝浦町役場観光企画課観光商工係に電話し受信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

### （2）質問期限 令和7年12月25日（木）17時まで

### （3）提出先

那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係

電話 : 0735-52-2131

電子メール : kanko06@town.nachikatsuura.lg.jp

### （4）回答方法 質問及び回答については町ホームページに掲載する。

### （5）回答日 令和8年1月6日（火）

## 8、参加申込（一次審査）手続

### （1）一次審査の提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書（様式2） 1部
- イ 会社等概要整理表（様式3及び会社パンフレット等） 1部
- ウ 業務実績調書（様式4） 1部
- ※受託実績を証明する書類（契約書・仕様書等）を添付すること。
- エ 実績調書（管理・照査・担当技術者）（様式5-1、5-2、5-3） 1部
- ※各技術者の資格証明書の写し、従事した経験を証する書類（テクリスの写し等）を添付すること。
- オ 業務実施体制及び体制図（様式6） 1部
- (2) 提出期限 令和8年 1月 9日（金）17時まで
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- ※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、町は一切の責任を負わないものとする。また、電子メールの場合は、送信後必ず観光企画課観光商工係に電話し受信を確認すること。
- (4) 提出先  
 那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係  
 〒649-5392  
 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1  
 電 話：0735-52-2131  
 電子メール：kanko06@town.nachikatsuura.lg.jp  
 ※電子メールの受信容量が10メガバイトを超える場合は御相談ください。

## 9、一次審査（書面審査）

- (1) 審査方法
- ア 一次審査の提出書類により審査し、5者以内の者を二次審査対象者として選考する。
- イ 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	主な審査基準	配点
企業評価	財務状況等について、資金調達に問題がないか	20点
業務実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか（県内実績・受賞歴） ・国又は地方公共団体発注の200m <sup>2</sup> 以上の大屋根及び管理機能または倉庫機能を兼ねた100m <sup>2</sup> 以上のトイレを併せて実施設計を行った実績 ・主たる営業所の所在地	30点
合 計		50点

ウ 上位から5番目に同評価の者が複数存在する場合は、評価基準のうち「業務実績」の点数が高い者を上位とするが、同評価の場合は5者を超えて選抜する場合がある。

(2) 一次審査結果の通知

書面審査の結果、二次審査対象として選抜された者には「一次審査結果及び二次審査対象に関する通知」をメールにて通知する。審査結果について電話での問い合わせには応じない。一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨をメールにて通知する。

(3) 通知時期 令和8年1月14日（水）

10、企画提案書に関する質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式7）に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

※ 送信後は、必ず那智勝浦町役場観光企画課観光商工係に電話し受信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限 令和8年1月22日（木）17時まで

(3) 提出先

那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係

電話：0735-52-2131

電子メール：kanko06@town.nachikatsuura.lg.jp

(4) 回答方法 質問及び回答については町ホームページに掲載する。

(5) 回答日 令和8年1月27日（火）

11、二次審査（企画提案書の提出）

二次審査対象となった者は、那智勝浦町業務仕様書を踏まえ、提出期限までに次の書類を提出すること。なお、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。

(1) 二次審査の提出書類（提出部数：正本各1部、副本各9部）

ア 企画提案書表紙（様式8）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務工程表（任意様式）

※那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業務仕様書の業務内容等を基に、業務工程表を作成すること。

エ 見積書（任意様式）

※積算内訳書も添付すること。

(2) 作成上の留意点

ア 企画提案書

- ・企画提案書の構成は「(3)評価ポイント」を盛り込みつつ、「那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業務仕様書 4. 業務内容」の項目に沿って作成すること。
- ・用紙サイズはA4判縦置き横書きで作成し、30ページ以内とする。文字は10.5ポイント以上とすること。イメージ図、表などを入れてもよい。
- ・企画提案書表紙(様式8)には、提出年月日、住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者、E-mailを記載してください。なお、正本には、会社印を押印してください。

イ 見積書

- ・見積の内訳明細書は任意様式とし、表紙に社名、住所、代表者名を記載の上、押印すること。各様式の見積書に記載する価格(税込)と、内訳明細書は同価であること。(価格に乖離のある場合、価格の低い方を提出見積とみなす)
- ・仕様書の業務内容における内訳が分かるように記載すること。
- ・見積額は独自提案も含めて、本業務の委託上限金額を超えない範囲とすること。

(3) 評価ポイント

ア 実施方針

イ 実施体制

ウ 実施スケジュール

エ 施設機能の整理・検討プロセス

オ その他独自提案

(4) 提出期限 令和8年 2月 6日(金) 17時まで

(5) 提出方法 持参又郵送により提出すること。

※郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、町は一切の責任を負わないものとする。

(6) 提出先

〒649-5392

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係

12、二次審査(プレゼンテーション)の実施

「11、企画提案書の提出(二次審査)」に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、那智勝浦町大門坂観光案内所建築設計業

務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

（1）実施日時 令和8年 2月16日（月）

実施場所 那智勝浦町役場2階 第1会議室

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知する。

（2）持ち時間

各者45分以内（説明30分以内、委員からの質疑15分以内）とする。

（3）内容

企画提案書に基づき、説明を行うこと。なお、パワーポイント（提案内容を補足する資料）の使用は可とするが、事前に提出した二次審査提出書類で示した内容からの追加資料（追加提案）は認めない。

（4）参加者

プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め3名以内とする。

※審査当日は、原則として、提案書の説明は、配置予定の管理技術者又は担当技術者が行うこと。

（5）その他

特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

モニターは那智勝浦町において準備するが、他の機器を用いる場合はプロポーザル参加者において準備すること。

### 13、選定

（1）選定方法

二次審査の評価点（各委員の評価の平均）の合計点数で最高点を得た者を契約候補者とし、最高点に続く合計点数を得たものを次点候補者として選定する。

ただし、最高点の参加者が複数ある場合は、選定委員会に諮り決定する。また、企画提案者が1者になった場合でも評価を行い、別に定める最低水準点以上であれば選定する。契約候補者が契約締結までに参加資格を満たさなくなったとき、または契約交渉が不調となったときは、次点候補者と契約交渉を行う。

（2）評価審査基準及び配点表

評価採点基準項目主な審査基準配点ア 実施方針

評価採点基準項目	主な審査基準	配点
実施方針	本業務に対する認識や方向性が、適切なものとなって いるか。 意欲や熱意が感じられるか。	10点
実施体制	本業務の履行に必要な人員を確保しており、当該人員	10点

	の知識・経験についても十分であるか。	
実施スケジュール	発注者と受託者の役割分担が明確になっているか。 本業務の実施手順やスケジュールは適切か。	10点
その他独自提案	仕様書に記載のされていない部分について、当該委託業務の効果をより高める提案がされているか。また、実現可能であるか。 ・「世界遺産の景観に配慮したデザイン（木質化等」、「省エネなど環境・施設長寿命化への配慮」についての提案がなされている場合に優位に評価する。	30点
提案価格	提案価格(最低提案価格／提案価格)×10点	10点
	合計	70点

### (3) その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

- ・パソコンは提案者が用意すること。（電源使用可）
- ・スクリーン、プロジェクター及びレーザーポインターは町が用意する。

### 14、選定結果

(1) 通知方法 二次審査参加者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和8年 2月19日（木）

(3) 選定結果の公表

契約候補者の名称及び合計点数を町ホームページにおいて公表する。

### 15、契約締結

(1) 契約締結日 令和8年 2月下旬頃（予定）

(2) 選定後、契約候補者と企画提案書の内容に基づく特記仕様書の協議及び確認を実施し、契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し契約候補者との契約交渉が不調に終わった場合は次点候補者と契約交渉を行う。

ア 契約の内容について双方の間で合意が成立しないとき

イ 契約候補者選定後に契約候補者の参加資格等の不備が発覚、または参加資格を満たさなくなったりとき

### 16、その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、や

むを得ない理由によりプロポーザルを中止する場合、プロポーザルに要した費用については町に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を、速やかに那智勝浦町役場観光企画課宛てに提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が、「3、委託上限金額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

成果品の著作権については、原則として町に帰属するものとする。ただし、提案内容に関し第三者に帰属する著作権等に抵触する可能性がある場合には、町と受注者の間で別途協議するものとする。

1 7、問合せ先

那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係

〒649-5392

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

電 話：0735-52-2131

電子メール：kanko06@town.nachikatsuura.lg.jp